

## 保険医療材料制度に関する意見

平成19年9月19日  
保険医療材料専門部会  
専門委員 小野 孝喜

### 一定幅について

○既存の特定保険医療材料の価格は、20万種類を超える医療材料を700余りの機能区分に分類し、材料価格調査をベースにした「市場実勢価格加重平均値一定幅方式」により算定をされている。

この方式は、同一の機能区分内での価格競争が促進されることにより、市場価格を適正に反映する手法と考えている。

○一方、販売業者にとっては、同一機能ながら規格の異なるものの品揃え、緊急対応のための予備在庫、小口、遠隔地配送、院内使用場所までの配送など医療現場からの様々な要請に対応する必要があるために、在庫費用、配送費用等が発生している。

さらに、滅菌品の場合には、滅菌期限切れによる返品や廃棄の費用等も発生している。

○医療材料の安定供給、品質・安全性の確保および操作方法等の情報提供等の要求に確実に対応するためには、一定幅が不可欠であり、その率は少なくとも現行水準を維持することが必要である。

以上